

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成22年6月15日（火）

開 会 午前9時50分

（所属変更のあった委員の自己紹介）

（席次の決定→別紙のとおり）

（4月1日付け人事異動に伴う市民経済部職員の自己紹介）

○議案第49号 所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認を求めることについて

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員 第19条の2に基づく申請件数が331件あったとのことだが、そのうち認定した件数は何件か。

高杉国保年金担当参事 331件は、申請の際に雇用保険受給資格者証を確認して受理したもので、平成22年度該当のものです。

城下委員 非自発的失業者で、雇用保険受給資格者証がない方の救済策はあるのか。

高杉参事 市の国民健康保険の内規の中で、対応することになっています。

城下委員 すでに対応している方はいるのか。

高杉参事 納付書が届いてからの相談になります。

西沢委員 制度の目的は、前年の所得で課税額が決定するので、失業した方の救

済だと思っただが、失業している期間が長くない場合、税額はその段階で元に戻されるのか。

高杉参事

国からの通知によると、失業している期間が1、2箇月の場合は減額を継続して差し支えないとのこと。

城下委員

減免期間で、改正前は2年を経過するまでの間ということだが、改正後は当分の間ということになっている。これはどのくらいの期間を示しているのか。

高杉参事

国からの説明等はありませんが、平成24年度で後期高齢者医療制度が廃止になることに関連して、当分の間ということになっているのだと考えます。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第49号については、全会一致、承認すべきものと決する。

休憩 午前9時57分

再開 午前10時00分

○議案第51号「所沢市一般会計補正予算（第1号）」当委員会所管部分（市民経済部・農業委員会所管部分）

※本会議で請求された資料が配布される。

【補足説明】

勝呂農業委員会事務局長

農地サポート事業実施要綱等関連資料をお手元に配付いたしました。遊休農地対策として、長い期間農地パトロール事業を行ってきましたが、80パーセント前後の遊休農地解消率という意味では大きな実績を残しています。次なるステップとして、まずは貸し借りをしやすくしようということで、昨年12月にアンケートを全農家をお願いしたところ、400件を超える貸し借りや売り買いの希望が出てきたため、すぐにでも対応しなければならないということで協議に入りました。その結果、個人情報の保護と、情報開示といういわば背反する問題があり、きちんとした要綱を作るべきということで、委員等に意見をいただきながら、本年4月22日の定期総会において要綱が可決いたしました。スケジュール等は資料にあるとおりで、今、農業委員が1件ずつ、情報を寄せた方々のところに最終の意思確認のための調査に入っており、まもなく回収作業に入り、6月21日の地区打ち合せ会には大体揃います。この情報をもとに8月以降から事業を進めていくこととなります。

【質 疑】

城下委員

自治振興費について、どれくらいの方が申請をしているのか。助成金

の決定を受けて募るのか、事前に希望する団体が手を上げて、交付が決定した段階で選考して決めていくのか。

本田コミュニティ推進課長 自治総合センターについては、昨年の9月に、県の地域振興センターを通じて県に申請をして、1月の中旬に内示があり、最終的には今年4月に交付決定となりました。申請の件数ですが、県内85件あり、うち採択が73件です。

城下委員 本市は今回助成団体が2団体だが、それ以外にも対象となる団体はあるのか。

本田課長 平成19年9月の所沢市自治連合会の三役会にかけ、自治連合会のコミュニティ助成費用の方法について検討した結果、2団体ずつ申請していくこととなりました。

桑島委員 これまでもらったものの備品管理はどのようになっているのか。

本田課長 それぞれの団体について、管理運営規程があり、備品の管理は自治会長・町内会長が行っております。備品管理については趣旨・目的・管理方法、使用の範囲、使用申請の方法、遵守事項等を定めています。保管場所については、集会所以外への保管はしないということになっています。

桑島委員 備品があるかどうかのチェックはしないのか。

本田課長 備品管理は団体に任せております。備品があるかどうか、備品の流用の危惧ということであれば、宝くじのマークがつけられますので、な

いと考えます。

桑島委員 宝くじマークを付けるからチェックはしないということか。

本田課長 市としてはチェックを行っておりません。

脇委員 助成金で物品を購入するが、物品の所有権はどのような認識か。

本田課長 各自治会・町内会の物品となります。

桑島委員 自治会・連合会は法人格がないのだから、それぞれの自治会でさらに割るということによいか。

本田課長 申請の方法として、地区連合会を通じて申請をしていますが、備品の管理・保管は、各自治会・町内会となります。

村田委員 並木地区は210万円、松井地区は170万円で、リヤカーを買うという話だったが、それぞれ何台買うのか伺いたい。

本田課長 並木地区は、テント16張、松井地区は折りたたみ式リヤカーが44台です。

村田委員 平成24年で一巡するとのことだったが、これ以降はこの事業はなくなるのか。

本田課長 今のところ中止とは聞いておりませんので、平成24年に一巡した後も、助成の対象となっているメニュー等を考慮しながら、自治連合会等で申請方法を検討していきたいと思います。

村田委員 突然打ち切られた場合、自治会・町内会同士で格差がつく場合があるが、どう考えるか。

本田課長 あくまで残存するという方向性の中で考えざるを得ないものです。

杉田委員 平成23年度、24年度の対象自治会名を伺いたい。

本田課長 平成23年度は富岡地区と小手指地区、24年度は今のところ山口地区、その後はまた検討することになります

杉田委員 平成24年度の見込額も500万円となっているが、2地区分でよいか。

本田課長 このまま地区ごとに申請していきたいと考えております。

杉田委員 平成24年度に、2巡目の自治会が1つ入るとのことか。

田中コミュニ ティ推進課副 市内には11自治会・町内会があり、山口でちょうど1巡するわけ
主幹 すが、一般コミュニティの中には、テントのほか、草刈機等いろいろなメニューがありますので、申請するメニューは自治連合会で諮りながら決定していきたいと思えます。

石井委員 以前納めたテント類やリヤカーが壊れてしまったということが起こると思う。テントの足等は耐久性があるが、布だけが汚れたり破れたりした場合、これをリサイクルしようという予算には使われないのか。

本田課長 修繕等には使えませんので、新規の申請になります。

石井委員 例えば、破れているところだけを修理すればまだ使えるというものが
多い。そういったものを有効に管理できれば、自治総合センターのお金の別な動かし方もあるかと思うが、どのように考えるか。

本田課長 今回のコミュニティ助成事業は、自治総合センターの要綱に基づいてい

るので難しいとは思いますが、県を通じて助成していますので、そういった意見を本市で提案することは可能ではないかと思えます。

城下委員

新所沢コミュニティセンター費について、旧生涯学習センターの利用者からの要望が議会にも出されていたかと思うが、その中の一つと捉えてよいか。

本田課長

そのとおりです。

桑島委員

3万8千円は、回線使用料なのか。

本田課長

インターネットの回線使用料です。

桑島委員

これから契約するのか。

本田課長

旧生涯学習センターではJ：COM（株式会社ジュピターテレコム）を利用してインターネットを使用していましたが、要望があったのが3月議会ということもあり、そのまま4月から6月までは流用対応でインターネット回線の継続契約をしています。7月以降の使用料について、今回お願いしています。

桑島委員

何箇月分になるのか。

本田課長

9箇月分になります。

浅野委員

新所沢コミュニティセンター別館は、現在どのような状態になっているのか。

本田課長

職員体制については、正規職員の所長が1名、シルバー人材センターに日中と夜間の交代勤務を委託しております。

浅野委員	利用状態はどうか。
本田課長	まだ3箇月目ですが、利用状況にさほど変化はないとのこと。
村田委員	現在はそのままの状態で使用しているが、将来的に総合福祉センターの建設が始まると打ち切りになるという理解でよいか。
本田課長	新所沢コミュニティセンター別館は2年間の暫定利用ということでお願いしておりますが、その後の利用は庁内で検討を進めているところで、政策企画課が中心となって検討会議を行っております。
杉田委員	4月から6月の回線使用料についてももう一度説明を伺いたい。
本田課長	回線使用料については、今年度分の当初予算に計上していないため、4月からはインターネットの回線は打ち切る予定でした。しかし、利用者のご要望を踏まえ継続することとしたため、4月から6月の回線使用料は、流用対応して支払っているところです。
杉田委員	4月、5月のインターネットの利用者はどのくらいか。
本田課長	4月当初は2団体くらいでしたが、今は9団体くらい利用しているとのこと。
城下委員	農業委員会事務費について、入力項目は、住所や家族構成等個人情報に関わる部分があると考えますが、臨時職員は市の直接雇用なのか。
加藤農業委員	市が直接雇用をします。
会事務局次長	
城下委員	臨時職員なので、正規職員と同様に守秘義務は課せられるということ

でよいか。

加藤次長 そのとおりです。服務上の注意事項については、十分指導を行っていききたいと思います。

城下委員 本市の農地の仮登記の件数は把握しているか。

加藤次長 農地法等の改正に伴い、新たに農地の仮登記についての記載事項が追加されましたが、改正前の仮登記の内容は把握しておりません。

城下委員 改正後の件数はどうか。

加藤次長 仮登記の申請があった場合は法務局から通知が来ることになっていますが、現在まで仮登記申請の報告はありません。

西沢委員 農地基本台帳への記載事項は、平成21年12月施行の農地法改正で要綱の改正があったということだが、どの部分が改正されているのか。

加藤次長 農地基本台帳の記載事項については、農業委員会の交付金事業実施要領に明記されています。新たに追加された主な記載事項は、地域区分の中で、農業振興地域の農用地指定の有無や、相続税納税猶予の適用状況、遊休農地の措置状況や認定通知、勧告の状況、相続等により農地を取得した場合の所有者等の情報、仮登記の情報等です。

西沢委員 改正前の要領と比べ、詳しい内容が記載されるようになり、農地サポート事業の活用にも使えるのか。

勝呂事務局長 農地法等の改正によって記載事項が増えました。議会からのご提言もいただき、農地基本台帳のシステムを立ち上げています。今回の予算は、

そこに地図情報を含めデータを入力していくための臨時職員賃金ということとなります。農地サポート事業についても、農地基本台帳システムを十分活用してまいりたいと考えております。

西沢委員

農地サポート事業への活用が有効になることは期待するところが大きいですが、例えば農家の方は土地に関する独特の思いがあるので、事情がわからない方にはむやみに貸せないというものがあるので、こういった確かな情報に基づいて仲介をしてくれれば、その辺の流動性が増していくと考える。事業者のような方が、農地サポート事業を利用して大きい単位の農地を借り、さらに貸し出すということは想定しているのか。

勝呂事務局長

農地サポート事業では、農業委員会は原則として、農地の確保、農耕作の再開を推進する立場ですので、特に経営規模拡大志向農家や新規就農希望者に対して積極的な情報提供を進めていきます。その他、農業生産法人、NPO団体、企業等さまざまなニーズ、活用方法が考えられます。この部分については、当委員会の範疇を超える部分がありますので、農政課、JAいるま野、県の農林公社と連携を図りながら、効果的に進めていきたいと考えております。

村田委員

この事業によって事務処理が簡易になるが、考えなければならないのは、農地の場合は農地以外の使い道である。基本的に本市は農業政策に対する基本の、農地を守る、農業を守る、農業の振興を図っていくというものがないのではないかという気がしたが、今の話だと農業を守ると

いう基本で有効に使いたいという考えだと受け止めてよいか。

勝呂事務局長

農業委員会の存在基盤としては、農地を守り、有効活用して、自給率の向上を図っていくという基本原則があります。また、昨年12月15日の改正農地法の施行により、転用基準の運用の厳格化が相当強く謳われていますので、これまで以上に厳格な審査、転用事務になっております。あわせて新規参入の企業や団体NPOという部分も道を開いていかなければならず、整合性を取りながら運用していきたいと考えます。

村田委員

各農業委員に進め方を通達したり、話をする機会を設けたりしているか。

勝呂事務局長

今回は大きな改正でしたので、改正直後には全国農業会議所から講師を招き、全農業委員を対象とした研修会を行いました。その前後も数回にわたり、改正部分や、今後の方向性等に関わる研修を行ってまいりました。今後も継続して習熟度を高めるための研修会や意見交換会等を続けていく予定です。

西沢委員

平成23年度、24年度の予算を組んでいないが、この整備事業は今回の予算組みでほぼ終了するのか。それとも今後は自前の職員で対応できるところまで作業が終わっているのか。

勝呂事務局長

農地基本台帳システムを導入したことで基本的な情報は入りました。当初は職員が数年かけて通常業務の合い間に対応していこうと考えておりましたが、緊急雇用の事業で10分の10の補助がいただけるのな

ら即対応しようということで、臨時措置的に9箇月間を考えて予算計上しております。それですべての情報が入るわけでもなく、情報も変わっていきますので、基本的には更新していきたいのですが、今の状況では予算措置、人的増員は厳しい状況にあります。その中で、国から出てきている農地制度実施円滑化事業費という大きな補助事業があり、これには臨時職員の雇用も含めて、かなり広いメニューがあります。この事業も県農業会議または県から、しっかり活用するよという話もあるので、早い時期に次なる補強として、改めて議会にお諮りして、入力情報の充実を図ってまいりたいと考えております。

浅野委員

臨時職員の募集方法はどのように行うのか。

加藤次長

ハローワークにて募集をしてまいりたいと考えております。

【質疑終結】

【意見・採決の保留】

休 憩 10時45分

(説明員交代)

再 開 11時0分

○議案第51号「所沢市一般会計補正予算（第1号）」当委員会所管部分（環境クリーン部所管部分）

（4月1日付人事異動に伴う環境クリーン部職員の自己紹介）

※傍聴人に資料を配付する。

【追加資料の説明】

廣川東部クリーンセンター主幹 お手元に「不燃ごみ処理ライン改修等修繕」をお配りしております。今回、改修内容は、通常の不燃ごみ処理ラインに新しい磁選機をつけることと、シュートを可燃物搬送コンベヤに切り回しの修繕をするものです。処理ラインを簡単に説明しますと、左上に不燃ごみクレーン、不燃ごみピットがあり、こちらが通常ごみを受け入れる場所です。右方向にごみが流れていき、供給コンベヤ、ごみを30センチメートル程度に破碎する粗破碎機、次にもう一つの破碎機に流れ、15センチメートル程度に破碎されます。次に、破碎物用磁選機という既存の磁選機があり、これは磁力によって鉄類などを取り除く機械です。その下の段が二股に分かれていて、下にドラム式磁選機というものがあり、これを今回新たに設置させていただくものです。次に、破碎物用選別機というものがあります。3つに分かれていて、右からは3センチメートルより小さいものが流れてきます。真ん中から流れてきたものは、アルミ選別機・アルミ精選機をとおり、アルミ類かそれ以外のものに分かります。振り分けシュートのラインは、今回改修させていただくもので、現段階ではその

下に^{ふるいうえ}篩上コンベヤという、水平に伸びているコンベヤがありますが、ここに落ちていたごみを、可燃物搬送コンベヤの方に振り分ける改修を行うものです。現段階では、篩上コンベヤから、不燃物残さヤードに落ちて、米沢市に運ばれています。それを可燃物搬送コンベヤに切り替えて可燃ごみピットに流れるようになります。また、破碎物用磁選機の右のラインですが、これらは鉄類について、下の方に流れてプレス機に落ち、鉄くず類をこちらで圧縮して資源物として売り払います。また、アルミ選別機・アルミ精選機から取り除いたアルミ類も、プレス機で圧縮して売り払っています。

※委員より、東部クリーンセンターでの改修場所の視察が提案されたが、意見の一致を見ないので見送りとなる。

※委員より廃プラスチック類焼却についての費用対効果を示す資料の請求が提案されたが、すぐに答弁できることであるということで見送られた。

浅野委員 温暖化防止活動奨励金とおひさまエネルギー利用促進事業費補助金について、平成22年度の申請件数を伺いたい。

吉野環境総務課長 5月末現在、温暖化防止活動奨励金は117件、おひさまエネルギー利用促進事業費補助金は72件の申請があります。

脇委員 当初と今回の補正で、CO₂の削減数値の試算はどれくらいか。

吉野課長 CO₂削減量の試算ですが、温暖化防止活動奨励金は、追加分100

件で、約40トンのCO₂、おひさまエネルギー利用促進事業費補助金は追加の100件分で、約146トンのCO₂削減できると試算しております。したがって、温暖化防止活動奨励金は全部で158トンのCO₂、おひさまエネルギー利用促進事業費補助金は全部で292トンのCO₂が削減できると試算しております。

脇委員 10月1日から廃プラスチック類を3,000トン焼却することによって発生するCO₂の総量と、3,000トンというのがCO₂の重量なのかどうかを伺いたい。

高橋課長 1年間廃プラスチック類を焼却すると、約8,000トンのCO₂が発生しますが、埋立と比較すると3,000トンのCO₂が増えるということです。

村田委員 所沢市内のCO₂は年間どれくらいか。

吉野課長 平成19年度で約152万トンと推計しています。

杉田委員 温暖化防止活動奨励金の追加件数を100件にした根拠を伺いたい。

吉野課長 平成21年度9月補正予算で200万円を追加し、500万円で予算執行しましたが、昨年は太陽光発電も奨励金に含んでおり、申請が66件ありました。その分が、おひさまエネルギー利用促進事業費補助金に今年度からまわることになりましたので、差し引きして100件程度が妥当だろうということで判断しました。

桑島委員 市の意思決定として、排出するCO₂の量に比してそれを吸収する事

業をくっつけるということなのか。

並木部長

今回廃プラスチック類を焼却すると、CO₂が約3,000トン増加する中で、市の事業の中で行う取り組みと、市民に協力いただく取り組みがあると考えます。市としては何らかのCO₂対策をということで、3,000トンには程遠いかもかもしれませんが、今回の2事業はCO₂対策として市の姿勢をお示ししました。

桑島委員

米沢市の最終処分場に輸送する時のCO₂の削減分はどのくらいか。

並木部長

CO₂の発生は、全部で約8,000トン見込まれていますが、運搬の際や発電し買わなくて済む電気等も含めて約5,000トンをマイナスして、今回3,000トン増えると積算しています。

高橋課長

米沢市のへの運搬によるCO₂の削減分は、346トンになります。また、20年度の数字で計算すると廃プラスチック類の量は、6,700トンになります。

城下委員

市は、どれくらいのCO₂を削減するという方針を持っているのか。

吉野課長

現在、第2期所沢市環境基本計画の策定作業を行っており、その中で温暖化実行計画では、事務事業編が平成19年度比で平成30年度までに10パーセント削減、市域全体の区域施策編では同じく10パーセント削減という目標を掲げて、現在、環境審議会に諮っていますので、その答申を受けてから削減目標値を決定したいと考えています。

脇委員

何の法律に基づいて行っているのか。

吉野課長 「地球温暖化対策の推進に関する法律」です。

脇委員 市はこの法律に則ってCO₂の削減の計画を策定し実践していくと
いうことでよいか。

吉野課長 この法律は、平成20年6月に改正されたものですが、その時点から
特例市以上の自治体に策定義務が課せられました。市としては、計画を
つくる以上は削減目標値を設定しようということで現在、審議を進めて
いるところです。

西沢委員 緑化対策費は財源変更だが、緑の基金は残高が約6億円あった。緑の
基金から緑地保全のためにいろいろお金を使うことはあまりないが、今
回当初予算で東狭山ヶ丘と山口に5,800万円基金で使った。廃プラ
スチック類を焼却することで浮く5,800万円は一般会計に戻しても
良いのではないか。財源変更した理由は何か。

並木環境クリ
ーン部次長 緑の基金は、本来緊急を要する緑地の保全の際に活用するために確保
しています。今年度の当初予算は、厳しい財政状況の中で緑地2箇所お
よび公園の用地取得において、一般財源による取得が難しく、基金の取
り崩しを予定しておりました。しかしながら、今回の廃プラスチック類
焼却により財源が確保できることで、基金を取り崩さないで緑地の取得
費に充当するという形になったものです。

西沢委員 この2件は当初予算で使ったということは、緊急でなかったにもかか
わらず、一般会計の予算がないため、緑の基金を使ったということか。

並木次長 この2件とも、緊急性という意味では、取得をしないと保全が図れない緑地でございます。買い取りにあたり年度当初予算編成まで待っていただき、財源として緑の基金を使わせていただくことになりました。

桑島委員 緑地購入で削減されるCO₂の見込みはどれくらいか。

神木次長 約13トンです。

城下委員 新たな緑地を購入するのかわと思ったら財源変更となった。緑地を購入するという議論はなかったのか。

並木次長 緑地は、本来緊急性を帯びた貴重な緑地を計画的に取得する必要がある場合に購入するという事で、新たに今、すぐ取得する必要のない緑地を探して、それを今回の予算の残によって購入する考えは出てきませんでした。基金が確保されることにより、将来の緑地取得において予算が担保されるという考えで、基金を戻すことにしたものです。

脇委員 当初予算ではCO₂削減のために緑地を2箇所購入するという説明ではなく、良好な緑地の保全ということで説明があった。これからみんなこのような説明になるのか。

並木次長 緑地保全がCO₂削減に寄与するだけでなく、その他に、空気の浄化やヒートアイランドの低減など、環境の向上に効果があります。CO₂削減もそのひとつであるということです。

城下委員 光熱水費について、当初予算の金額を伺いたい。

本橋東部クリ 光熱水費は2億629万2千円計上しており、そのうち電気料は1億

ーンセンター 所長	4,368万5千円、水道と下水道料は合わせて3,433万2千円、ガスが2,827万5千円です。これは、東部クリーンセンターと東部クリーンセンター収集事務所を合わせた金額です。
城下委員	今回の減額分は、半年分でよいか。
本橋所長	議案資料21ページの光熱費（電気料）251万7千円は、半年分です。
脇委員	修繕料について、燃やさないごみを燃やすための一つの方法として、ベルトコンベヤについての予算が計上されている。議案質疑で、プラスチック類焼却については総合計画に反しないという答弁があったが、どこに示されているのかを伺いたい。
並木部長	ごみに関しては脱埋立・脱焼却という考え方です。総合計画に、燃やさないごみを燃やしてはいけないという表記はありません。焼却しても、脱焼却・脱埋立の方針を変えるものではないので、総合計画に反するとは考えません。
脇委員	現在の一般廃棄物処理基本計画の中では、燃やさないごみは焼却しないという計画になっているということでよいか。
高橋課長	現在の基本計画は、平成13年に作成したもので、その中ではこのような議論はなかったので、埋立という形で記載しています。今後改訂するにあたって、この決定を受けて、廃プラスチック類は焼却という形になると考えます。

脇委員

脱埋立にはなるが、脱焼却にはならないので厳しいと思う。現在の総合計画の策定に、多くの市民の方が関わっているが、あと半年はこの総合計画で政策は執行される。議会がここ10年間の総合計画として議決しているものには、資源循環型の社会を目指していくという形の文言があり、焼却に踏み込むようなものは読み取れない。だからここで大きな方向転換だということを市長自らおっしゃっているのだと思う。総合計画の縛りが来年3月までである中で、なぜ本市は10月1日に焼却を行うと決定したのか、具体的に伺いたい。

高橋課長

総合計画の基本構想は10年ですが、脱焼却・脱埋立と記載されているのは、2001年から2005年までの、前期の基本計画です。脱焼却・脱埋立とは、ごみの処分方法の優先ではなく、ごみを減らし、また資源化してなるべくごみにしないことの理念を表したものです。また、市としてはそのような理念でごみ処理を進めているので、今回の廃プラスチック類を焼却しても、理念から外れるものではないと説明したものです。

脇委員

後期基本計画には温暖化防止が入っている。これは、市自らが発生させる温室効果ガスが削減させる、それは横断的な課題という形で後期の計画に掲げられているが、今回3,000トンのCO₂は減少しない。後期の基本計画の中でも整合性がないと考えるが、どのように考えるか。総合計画を変え、基本計画を変え、処理計画を変え、来年の4月に

始めるといってもよいと考えるがどうか。

高橋課長

米沢市にごみを搬出していることは、他市に負担をかけているということであり、またコストの面など、政策は全体を考えて決定するものだと思います。また、CO₂はその部分だけでは増えますが、削減に関しては152万トン全体の中で考えていかなければならないことだと思います。そのような中で、市としては総合的に判断し、廃プラスチック類を焼却した方がよいと考えました。

城下委員

上位計画との整合性をもたせる意味でも、あと半年待てなかったのか。

高橋課長

総合計画で、廃プラスチック類を焼却してはいけないという縛りはないということと、10月1日から始めれば経費がその分早く削減されることから、市民に周知する期間を置いて10月1日から焼却したいと考えました。

桑島委員

上位法の廃棄物処理法では、自区内処理をどのように定義しているか。

休 憩 午後0時1分

再 開 午後1時1分

高橋課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、自区内処理がどのように規定されているかというご質問かと思いますが、一般廃棄物の処理に関しましては、市町村の自治事務となっており、一般廃棄物に関して統括的な

責任を持つと解釈されております。原則、自区内処理を基本とし、自区内処理ができない場合として、第6条の第2項に委託の基準が定められております。

城下委員

廃プラスチック類を燃やすことによって、議場の質疑ではスラグが半年で200トン、1年間で400トン増えるとの説明があった。まだ、最終処分場ができていないので、5,300トンは市外で埋め立てをしてもらうということか。また、この5,300トンの埋め立ての内訳はどうなっているか。

高橋課長

スラグにつきましては、平成22年度は廃プラスチック類の焼却分を除きまして6,500トンの発生量が見込まれております。そのうち3,500トンを米沢市のジークライト株式会社へ、1,800トンを群馬県のウイズウエストジャパンへ運ぶ予定です。残りの1,200トンにつきましては、資源化をしていくものでございます。

城下委員

埋め立て費用の金額を確認したい。

高橋課長

昨日の議案質疑では、5,300トンの埋め立て経費として、山形県米沢市への環境保全協力金を含めまして、1億4,451万5千円と答弁させていただきました。

城下委員

排ガス測定分析委託料というのは今年度10月からの半年間で2回分ということか。そうなると、1年間焼却を実施した場合、あと2回分が追加されるという理解でよろしいか。

廣川主幹 あくまでも今年の10月1日から焼却を実施することで2回分と考えたもので、年間で4回という考え方ではございません。

城下委員 来年度の当初予算で年間分を算定する際の測定回数はどうなるのか。

廣川主幹 次年度以降につきましては、定例で実施している排ガス測定等がございますので、それらでみてまいりたいと考えております。

城下委員 薬剤費だが、議案質疑の答弁では今年度は当初予算で対応との趣旨だったと思う。実際、埋め立てた場合と焼却した場合での薬剤費の比較は、どのくらい増となるか。

廣川主幹 薬剤費につきましては、半年分で220万円増加するものと試算しております。

城下委員 この金額は、焼却量に応じて変わってくるものか。

廣川主幹 10月1日以降の焼却量の増を3,000トンと見込み、計算した結果でございます。

城下委員 実証試験1箇月間で7,005トンを燃やしたが、苛性ソーダはその全体量で割ったために1.2倍と報告書に記載されていた。本格焼却になった場合、東部クリーンセンターの2炉を1箇月間連続稼働させることは不可能なので、総量は実証試験時よりも減ると考える。そうすると、薬剤の使用量は逆に増えるのではないか。

廣川主幹 実証試験結果を報告した際にも申し上げましたが、私どもの焼却炉はごみの入ってくる状況により2炉運転、1炉運転、交互運転をしております。

ます。

委員ご指摘のとおり、2 炉運転時と 1 炉運転時では経費が変わりますので、実証試験時には焼却ごみトンに分母として使用量などの比較をさせていただきます、積算したものでございます。

城下委員

下水道料金については、政策会議でも増えるとの試算だったと思うが、そのへんはどのように試算したか。

廣川主幹

下水道料金につきましては、半年分で 4 2 万円の増加を試算しております。

脇委員

排ガス等測定分析委託料の追加に対しては、2 6 項目の測定という内容になっているが、その数値の分析・評価はどのように行なうのか。

廣川主幹

基準のあるものにつきましては、基準と比較いたします。基準のないものにつきましては、過去に実施した結果等と見比べることになります。

脇委員

見比べるということは、増えたとか減ったとかの確認をすることだと考えてよいのか。また、昨日の議案質疑で、混合焼却は炉が傷むのではないかという質疑に対して、部長は、実証試験で確認した時点では変わらない。1, 2 0 0 キロカロリーから 3, 0 0 0 キロカロリーまでの燃焼は大丈夫だと答弁していた。そうであるならば、なぜ、今回の排ガスの測定をしなければならないのか。

廣川主幹

5 項目の排ガス測定は既に実施しているところでございますが、今

回、26項目の測定を補正でお願いしておりますのは、本格実施にあたりまして状況把握をしたいということでございます。

脇委員 状況把握とは、この26項目について把握したいということか。実証試験前も実証試験中も排ガスには問題はないとしてきているのだから、不要なのではないかと考えるがどうか。

廣川主幹 実証試験の実施時と比較ができるという点と、周辺の方からも状況把握したいとの要望もございましたことから、本格実施にあたりましては、2回ほど測定をしたいということでお願いしたものでございます。

城下委員 近隣住民の方からも、実証試験時と本格焼却時の排ガスの状況を比較をしたいとの要望があったのか。

廣川委員 近隣住民の方からは様々な要望がございましたが、排出源として排ガスの状況を把握することによりまして、付近への影響も把握できると考え、排ガス測定を実施すると決めたものでございます。

矢作委員 排ガスの測定と同時に組成分析も行なうのか。

廣川主幹 今回の委託は排ガス測定のみでございます。組成分析につきましては、通常の委託業務の中で実施しております。

矢作委員 本格稼働時には組成分析は、数回行われることになるか。

廣川主幹 例年ですと、可燃ごみのごみ質調査は2箇月に1度実施しております。

矢作委員 今後も2箇月に1回実施していくということでよいか。

廣川主幹

炉が動いている間は2箇月に1回、年間6回実施しております。

桑島委員

歳入には上がっていないが、有価物も増えることになると思うが、状況はどうか。

廣川主幹

実証試験時には焼却後に出た金属は埋め立て処分をしておりましたが、今年の2月から有価での引き取り先を見つけましたので売り払いを実施しております。今回試算いたしましたのは、修繕で焼却炉に入る前にリサイクル施設の中で今までより多く取れる鉄分、それと、取りきれずに焼却炉に流れた鉄とで試算いたしました。過去3年間で米沢市に埋め立てをしていた廃プラスチック類の組成で、金属含有率が13.85パーセントございます。これを増加見込みの3,000トンの比率で算出し、約415トンになります。リサイクル施設で新しく設置する磁選機で取れる分を8割、焼却炉に流れる分を2割と予測いたしまして、歳入を試算いたしますと、リサイクル施設で売るほうがトンあたり1万円、焼却後に売るほうがトンあたり900円となります。このことから178万円の歳入増が見込めるのではないかと試算をいたしましたが、量や相場が流動的なため、補正予算には計上いたしませんでした。

城下委員

今回の焼却方針に至った経緯の説明はあったが、国の法律改正の部分については、今議会前に環境省に直接出向いて、話を聞いてきた。その中で平成13年にできた法律の再確認をしたのが平成17年度であって、方針転換ではないという話を確認してきた。とすると、市はこれを

方針転換として、どのように認識したものなのか、説明願いたい。

高橋課長

平成13年の資料は今手元にないのですが、平成17年に出されたものは、発生抑制の後に、一定以上の熱回収をしながら焼却という方針が出されたと理解しております。

城下委員

環境省の職員も、推進の転換ではないと断言していたので、もう一度環境省に確認してもらいたい。また、国が焼却方針の推進ということで説明がなされているが、国も地球温暖化の観点から、経済産業省と環境省合同の会議を設置した。6月8日にこの会議が開かれ、プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度のあり方に係る中間とりまとめの中から、中長期的課題の一つとして市町村で焼却されている廃プラスチックのリサイクル推進、混合プラスチックのリサイクルと環境負荷の低減についての取り組みについて、今年の夏までに結論を出していくというような方向性で取り組んでいるが、市はこの情報を把握していたか。

高橋課長

単一素材のプラスチックにつきまして、リサイクルの方向に向けて検討ということは聞いておりますが、現実的にすぐリサイクルされるということまでは聞いておりません。

城下委員

これについては、市も情報を把握したほうがよいと思うがどうか。

高橋課長

単一素材のプラスチック製品にプラマークが付いてくれば、プラスチック回収の日に回収できる旨の周知に努めたいと考えております。

浅野委員 17年に国が発生抑制・熱回収という方針を出した時に、東京都などは日の出町の埋め立て場所がいっぱいになったので、埋め立てたごみを掘り出して焼却し減容したと聞いている。このような他自治体の廃プラ焼却実施状況を把握していれば教えてほしい。

高橋課長 東京23区は平成20年度から焼却に転換したのは把握しております。また、平成19年当時、県庁所在地などの大きな都市の7割が焼却しているとの新聞記事を記憶しております。

浅野委員 23区が焼却に転換したというのは、17年度に国が出した方針によるものだと解釈できるか。

高橋課長 そのように解釈しております。

城下委員 港区は住民間や議会でも問題となったと思う。視察にも行ったが焼却していないのではないか。

廣川主幹 23区ではプラマークのあるものは焼却しておりませんが、マークのないもの焼却しております。ゴムや皮革製品も燃やせるごみとして扱っております、港区につきましても同様でございます。

城下委員 それはいつからか。

高橋課長 港区の最近のごみの分け方出し方を説明した印刷物を見ましたが、ゴムや合成皮革製品は可燃ごみに入っております。汚れの落とせないプラスチックも可燃ごみと記載されております。

村田委員 本格実施となった場合、状況によっては家庭からのごみの分別方法を

変えることがあるか。

高橋課長

現段階では焼却は東部のみであり、西部で発電施設がないために焼却はできないものであります。将来、西部が設備更新し、東部と同機能になりました際には、燃やせるごみと明記できるかと思いますが、すぐにはしないものでございます。

城下委員

西部で燃やせないのは発電施設がないからとの説明があつたが、理由はそれだけか。

廣川主幹

国の方針転換で熱回収を条件としておりまして、西部クリーンセンターでは、それができないということでございます。排ガスにつきましては、西部も高度なものに改修しておりますので問題はないと考えております。

城下委員

処理計画を10月1日までに変えるとの説明があつたが、どのように改訂を検討しているのか。

高橋課長

今年度は印刷物を全戸配布しておりますので、来年度から変更することになると考えております。名称は現段階では未定でございます。

脇委員

国の方針が変わった、変わっていないについては、よく確認をしていただきたい。また、廃プラの取り扱いは、熱回収を行なって焼却とのことだが、熱回収のできない西部で焼却を行なった場合、処分等があるか。

廣川主幹

リサイクルができないものの焼却で熱回収が条件となっておりますことから、西部では焼却は行なわないということでございます。

脇委員 西部は熱回収ができないから燃さない、東部は燃すということで東西で処理方法が異なることになる。今年燃やせさいごみという表現だが、来年度からは燃やせるごみということになり得るか。

廣川主幹 名称につきましては今後検討し、時期がきましたらお知らせいたしますが、少なくとも燃やせるごみにすることはあり得ないと考えます。

脇委員 総合計画の位置づけと一般廃棄物処理基本計画・廃棄物処理法の関係を確認たくて国に行ってきたことで2件報告したいのだが、やはり一番上位なのは自治法で定める総合計画だということを確認してきた。また、ごみの区分については燃やさないごみと区分しておいて、処分は燃やすということはある得ないという判断で、逆に市が、燃やせるごみとして集めておいて燃やさなかったら問題だし、いくら説明したからといってもその辺の整合性をどうとるかはきちんと提示していただかないと判断が難しいと考えるがどうか。

高橋課長 ごみ処理に関しましては、自治法と廃棄物処理法では一般法と特別法ということで、廃棄物処理法が優先するかと考えます。区分につきましては、燃やさないごみを燃やすということに抵抗のある市民の方もいらっしゃいますので、今後検討させていただきます。

浅野委員 第4次所沢市総合計画の第4節に脱焼却・脱埋立と記載があり、北野一般廃棄物処分場については平成16年度に埋め立てが完了となるため一般廃棄物の自区内処理の原則から市内における新たな処分場の確

保に向けての計画を進めていると書いてある。自区内処理が原則だということとは総合計画の中にも入っているので、脱焼却で埋め立てるものを少なくし、脱埋立てで埋め立てるものも減らしていきたいということと、自区内処理の原則ということ考えたならば、他市に埋め立てを頼んでいる現状を受け、できるだけそれを減らして自区内処理をしたいという考えのもとに、今回の予算が出てきたように思うがどうか。

並木部長

浅野委員のおっしゃるとおりでございます。

脇委員

最終処分場がらみで、焼却の方針が出てきたということで、私は東部クリーンセンターができる前からずっとこのごみの問題については、関心がありかかわってきており、一般廃棄物処理基本計画の構想検討委員会のメンバーでもあった。その間ずっと処分場の問題を見つめてきているが、所沢市は北野の最終処分場に全量を埋めてたのではない。全体のどのくらいを埋めていたのか。

宮岡資源循環

平成元年当初は東西清掃事業所の焼却灰・焼却残渣や破碎不燃物等を

推進課主幹

埋め立てておりましたが、平成7年頃からは西部の焼却灰や焼却残渣・流動砂等を埋めておりました。

脇委員

比率はどのくらいか。

宮岡主幹

主に西部の焼却灰等は100パーセントでございまして、東部の焼却灰等はほとんど埋め立てしておりません。

脇委員

所沢市としては6、7年最終処分場については検討を続けてきている

が、市長はプラスチック焼却が決まってからということで、進めてきていない。

だから最終処分場ができないので自区内処理が実現しないという状況があるわけだが、ごみの減量には様々な方法があると思うが、資源の枯渇ということで国の取り組みも始まってきている。そういう中、市が約6,000トンの焼却に踏み切るということは、スラグも増えるということである。

燃やさないごみとして埋めていたものは燃やす、しかしそれと同量ぐらいのスラグは埋めなければならない。自区内処理のために焼却ということではなく、最終処分場の問題につなげて、プラスチック焼却を考えているのは市長の政策ではあるけれども、それは分けて考えることも可能だと思う。現在の計画の中では、埋め立ての原則になっているし、面積も5ヘクタールはとろうという形も生きていると思うが、最終処分場に関してはそういう認識でよいか。

並木部長

今回、廃プラスチック類を燃やすことになると、かなり減量されたものが埋め立てられるということになりますので、廃プラ焼却と最終処分場の規模は一緒に検討を進めるのがいいと、私どもは考えております。

桑島委員

先ほど、廃プラ焼却をしてもスラグの量が増えるから、埋め立て全体の量は変わらないとの見解があったが、確認したい。

高橋課長 3,000トン燃やした時に200トンのスラグが増えると認識して
いただければよろしいかと思ます。

脇委員 平成19年度は234トンの溶融スラグしか埋め立てに出していない。
しかし平成20年度に状況が変わり、スラグの資源化ができなくなり
6,600トンのスラグを埋め立てなければならなくなった現実があ
る。自区内処理を目指して燃やせないごみを焼却したとしても、約6,
000トンのスラグの市外への搬出は残る。

浅野委員 脇委員は、質疑ではなく意見を述べているようだ。自由討議を提案す
る。

脇委員 自分が取ったデータを見ると、20年度実績でスラグや不燃残渣が、
6,685トン埋め立てに出ていると認識しているがよろしいか。

並木部長 今回、廃プラスチックを燃やす量は来年度は約6,000トンとなり
ますが、スラグの増加分は400トンとなります。

城下委員 それはわかっているが、脇委員は、廃棄物減量審議会の諮問の中では、
当初予定していたスラグの資源化ができなくなったので、答申のときに
はなかった6,685トンものスラグを現在も他市に埋め立てているこ
とは、自区内処理の原則に反する、ということを確認したかったと思う。

桑島委員 質問なのか意見なのかわからないので、私も自由討議を提案する。

高橋課長 将来、最終処分場を造りましたら、その多くは自区内に埋め立てる形
になると思ます。最終処分リスクの分散ということもありますの

で、現時点で詳細は申し上げられませんが、自区内に造れば自区内に埋めるというのが原則だと思います。

桑島委員 意見的な質疑をされているようなので、自由討議後質疑に戻っても構わないと考えるので、自由討議としてはどうか。

城下委員 昨日の質疑で東部クリーンセンター環境整備保全委員会に5月末に説明をし、ほぼ了承を得たとの説明があった。この保全委員会は、それぞれの自治会の代表が11名参加されているが、その方々はそれぞれの自治会の総意をもって了承したとの認識か。

並木部長 自治会の総意をもって了解したかの確認はできておりませんが、委員さんは全員了解をされたということでございます。

城下委員 保全委員会のメンバーにお聞きしたところ、全員了承したとの認識ではないとのことだった。説明を受けている委員の皆さんも、市が何ををもって了承ととらえているのか、今後もしろいろ市に説明を求めていくというふうにおっしゃっていたので、市が了承を得たと判断している基準がどこにあるのか理解できなかった。何ををもって了承したと判断したのか。

並木部長 保全委員会では、私が再度廃プラ焼却について10月1日から実施したいとの説明をさせていただきまして、各委員さんからいろいろご意見は出ましたけれども、最終的に委員会としては、市の説明を受けて、ご了解をいただいたと理解しております。どなたからも反対という意見は

出ませんでした。

矢作委員

住民説明会で配布される資料の内容に3区分あるようだが、なぜこのような状況になっているのか。

廣川主幹

周辺5自治会の説明会につきましては、環境整備保全委員会の拡大版と考え説明をさせていただいたものでございます。また、全市的に実施しております、廃プラスチック類の焼却と分別の確認のための説明会につきましては、各自治会と日程の調整をさせていただいて実施しているものでございます。周辺5自治会につきましては1自治会のみが済みであり、4自治会につきましてはこれから実施させていただく予定でございます。各自治会とは事前に会長さんと打ち合わせを行っておりますが、時間や内容につきましてはばらつきがございますことから、そのような対応になっております。

矢作委員

そうすると参加する市民が、受け取る情報に違いが出てくると思うがその辺はどうか。

廣川主幹

自治会からの要望によって実施しているものでございます。

矢作委員

情報提供は市民に平等に行なわれるべきであって、この状況は市民に対する説明責任が果たされていないように思うがどうか。

廣川主幹

5月の広報で、全市的にお知らせしているものでございます。自治会によって様々な事情がございますので、内容等につきまして調整した後に、説明しているという状況でございます。

矢作委員

説明会についてだが、一昨年、保育園民営化の説明会が行なわれた際には、日程が各議員にも配られ、どの説明会にも自由に参加できる状況だった。今回のプラスチックごみの分別と廃プラ焼却に関する説明会について、昨日の市長答弁では、稼動後も行なうということだったが、この説明会への議員の参加について、部としてどのように考えているか。

高橋課長

議員さんも市内にお住まいですから、地元自治会で開催される際に参加していただければと考えております。

矢作委員

4月18日の5自治会への説明会の際に、東部クリーンセンターから5自治会の自治会長さんに、議員の参加の賛否を問い、反対意見が多いということで、議員の参加は排除しようとするような動きがあった。議員が参加できないような説明会は問題だという指摘があり、自治会長さんに再確認をして傍聴することができた。先日、ある自治会の説明会に参加しようと思い、自治会長さんに連絡をとったら、環境クリーン部から、自治会長さんに承諾をとってくれとの依頼がありましたので、連絡をとりました。既に、東部クリーンセンターの職員から、会長さんご存知ですかという話があって、そのときにはっきり断ったと言われた。その報告はきちんと上司に伝わっているのかを確認したい。また、議員が参加できないとする根拠があるのか伺いたい。

本橋所長

そのような内容については、聞いておりません。

矢作委員

上司には報告がなかったとのことだが、職員が自治会長とやり取りし

ていて、再度自治会長さんから連絡があったときに、職員から言われた際、そのときに私ははっきりお断りしておりますのでと言われた。という事は、仮にそれを知りえた職員がいたならば、私に報告があつてしかるべしと考えるがどうか。

廣川主幹

この件につきまして、自治会に開催をお願いしていることから、自治会員以外の方が出るとなりますと、自治会の判断だと考えましたので、私どもでは自治会のほうに相談していただきたいとお願いしたものでございます。自治会のほうで承諾いただけるならば、私どもは問題ないものと考えております。

矢作委員長

その点はわかっているが、私が直接この件を聞く前に環境クリーン部のほうからそういう話があるということを、なぜ自治会長に伝えられなければならなかったのかが不明なのだが。

廣川主幹

申し訳ございませんが、私どものほうで掌握しておりませんので、確認させていただきたいと思っております。

矢作委員

再確認だが、議員が説明会に参加することは何ら支障が無いということではよろしいか。

糟谷東部ク

自治会にお任せしている説明会でございますので、その辺の判断につ

ーンセンター

きましても、自治会長さんの判断されることと理解しております。

施設課長

村田委員

今回の説明会は、住民が主であつて執行部は従の立場で行なわれたも

のなのか確認したい。

神木次長

基本的には、住民の方々を主に考えて実施したものでございます。

村田委員

今の話からすると、市側が答弁するのはおかしいと思う。住民が主であって、説明義務が市にあって、その上に議会が君臨するなんてもってのほかなのだから、それはお答えできませんという答えが出るかと思っただが、出なかった。そのへんの考え方はどうか。

高橋課長

自治会加入者以外の参加を妨げるものではございませんので、自治会長さんにお任せしている状況でございます。

矢作委員長

自由討議を行なうことでよいか。（委員了承）

（自由討議）

浅野委員

4月18日の周辺5自治会説明会には、最終的には議員も入ることができて、城下議員・矢作議員・石本議員・石井議員と私が傍聴させていただけで、印象としては、燃やしても燃やさなくてもどちらでも良いと言っている住民の方もいた。ただ、東部クリーンセンターを造ったらプールも造るとか、下水道を整備するという話はどうなったのか、というお怒りの声が多かった。燃やすことに反対というより、プールも下水も造っていないのになぜ燃やすんだという話だと感じた。古い議員さんにお尋ねするが、そういう話はあったのかどうか。

城下委員

私も4月18日の説明会に参加したが、今、話のあった周辺整備を要望した声があったのは事実である。それと、プラスチックは燃やさない

と約束したのではないかという、焼却への不安のご意見もあった。あの中で賛成とか反対についてはとっていないし、多様な意見が出たという認識を持っている。

浅野委員

説明会の状況認識はいろいろあると思うが、議事録やインターネット検索をすると、プールはオオタカが出てきたのでできないとか、部長が答弁している。また、東部クリーンセンターを造った時に5自治会に5,000万円の自治会館をそれぞれ造ったと聞いた。土地も建物も市の物で、会員が59人とか49人、29人の町内会に5,000万円の会館を造っている。牛沼には既にあったのに、もうひとつ造ったようだ。そんな予算が当時の議会に提案されたのか、古い議員さんに伺いたい。

村田委員

その議論は覚えていない。当時の議会の認識不足だったかもしれないが、そこまでの議論はなかったと思う。ただ、クリーンセンターを建てるために周辺整備はある程度必要であろうという認識だったと考える。

浅野委員

私の印象は、当時はダイオキシン問題もあり、少人数の自治会に立派な会館を建ててあげたことを今さらおかしいとは言えないし、そういう状況だったと思うが、市が今回の廃プラ焼却を行なうことについて説明した際、地元になにかをプレゼントするから燃やしますというような説明がなくて、市が何かするから地元にはプレゼントしますみたいなことをやめたことについて評価している。プールが造られないことについての市民の不満は残るかもしれないが、今後は以前のような市政運営はして

ほしくないので、今回の環境クリーン部のきちんとした説明会開催にと
ても賛同した。

脇委員

東部クリーンセンターを造る時は、ダイオキシン問題の後で非常にた
いへんで、用地を一つに絞るのに何年もかかった。周辺の住民との合意
をどのように取るかということに、職員がたいへん苦勞していたのをそ
ばで見てきた。当時の状況は、周辺の方とプラスチックは燃やさないと
いう約束をきっちりして、それで合意を得て建設されたと認識してい
る。今、浅野委員から指摘された部分についてどう判断するかについて
は、たいへん難しい問題だ。その時に住民は燃やさないということで建
設を認めたと思う。でも完成してすぐに性能がいいから燃やさせてほし
いという提案がされた。建設当時に2つの協定が締結され、住民に配慮
して建設されたと理解している。私も、プラスチックの焼却は絶対すべ
きでないと思って、それを見届けたいという思いで、今日までかかわっ
てきている部分がある。市は、廃プラ焼却について環境保全委員会との
協定の中に、当初想定していなかった事項が発生した場合には協議する
という条文があるのだから、きちんと合意をとるべきだと思っている。
そのようなことから、今回の問題は手続きの点で、たいへん問題が大き
いと思っている。

村田委員

ダイオキシン騒動のときには、かなり誤った情報が流れていたと思
う。今から思えば、当時の学説には誤りがいくつもあった。ダイオキシ

ンはいったん体内に取り込まれたら、排出は不可能だとか、母乳でしか排出されないという説が出されて、みんな恐れおののいていた。同じような問題で取り上げたいのは、カネミ油症問題だと思う。遺伝するという問題は一緒だが、吹出物で排出している状況で、そうしながらも生きている。苦しみながらも生きている。脱焼却の理論についても、あの当時謳歌したのはドイツだった。当時は埋め立て処理中心だったドイツも、今はどうかといえば、180度転換し、ごみ燃料発電を行なっている。そう考えれば、少なくとも当時の住民の意識が今と変わっていても、ごく自然な理論だと思う。

桑島委員

脇委員の話は、手続き的におかしいから納得できないということでしょうか。それ以外に反対の争点はどこにあるのか。

脇委員

私は、ごみの減量については、焼却は可能な限り避けるべきだという考え方に立っている。所沢市のごみの実情を見ても、紙ごみは資源化できる、剪定枝も資源化できる、生ごみも資源化できる。生ごみについては、東部クリーンセンターができたころから市は方針を掲げているが、ほとんど成果が上がっていない。町田・府中・戸田などで生ごみの取り組みがなされてきている。そういう中で、プラスチックはどうか、燃すべきではないとの考えできていたので、悩んでいた。今、様々な方式も検討されているし、容器包装リサイクルや家電リサイクル、生ごみについても様々こちら側から国に対して要望ができる体制ができてい

るという認識もある。プラスチック焼却に反対している理由は、様々な物質を高温の中で焼却することを健康上の問題で心配していることである。とくにスラグについては資源化する方法もない中で路盤材に使うにしても、溶出試験の結果をデータで見ると pH3 という部分もあるので、わからないものに対して安心という態度をとるか、慎重にそれを避ける態度をとるかだが、私は、手続きはきちんとすべきと言いたいが、手続きが整っても環境問題に危惧が多いので反対する。コストの削減についても生ごみでも試算すればたぶん億単位の金額で削減が可能と思う。それと、3,000トン燃やす中にも資源化できるものが多く含まれていると思う。私は焼却反対だが肯定派の方にも、少なくとももう少し資源化に努めてから、手続きをきちんとして進めるべきだと言ってもらえればと思うし、反対意見に賛成していただけても、燃やす量の削減という部分で、皆さんと合意できればと思っている。最後になるが、私はプラスチックの食器を学校給食で使用することに反対する運動から現在の活動に入ったが、食器を置いておくだけで、中に酸化防止剤が溶け出していたり、化学物質が出ている状況をデータで確認もした。酸性雨の話もそうだが、NO₂や揮発性有機化合物が増えていったら、気管支などへのダメージも大きいので、可能な限り焼却はストップしたいと考えている。

桑島委員

協委員にもう一つ聞きたいのは、今回、小型家電はリサイクルすると

いう話があったが、そのほかに焼却する3,000トンのごみからリサイクルできるものには何があるのか。

脇委員

傘、靴、ハンガーなどである。私としては混ぜる前に分ける作業が充実できると思っている。CDやDVDも分別はしたいが、拠点回収に出すのは面倒だという意見も聞く。

桑島委員

今のような話を、付帯決議で品目を上げて、きちんと拠点回収をするという考えもあると思うし、私もその部分は賛成であるので、もう少し進めたほうがよいと思う。自分の考えを言わせてもらおうと、なるべくごみは少なくすることに賛成だし、生ごみもやったほうがよいと思う。ただ、プラスチックについて、ペットボトルに関しては、原料の石油から相当の精製単価を得ているからリサイクル効率が高いが、ポリプロピレンはサーマルが良いと本にも書いてあり、国の方針も間違っているとある。塩素系が入っていないプラはおそらく炭化水素に近いわけだから、焼却することについて懸念は持っていない。また、私は山形ですっと村おこしをしていたので、ごみを他の所へ運ぶというのは、嫌なものを押し付けていることなので、見直すべきではないかと考える。CO₂排出や危険性は否定しないが、山形への思い入れもあるので、倫理的な部分と燃やすことのリスクを考えると、賛成となる。ただし、もう一段分別回収を進めるべきと思う。

城下委員

市の審議会の答申の趣旨と国の法律の趣旨を何度読み返してみても、

まずは発生抑制と減量資源化である。この部分を市はもっと頑張って、お互いに知恵を出してやるべきであったのかなと思うし、この時期に出てきたことを残念に思う。市民団体も所沢の廃プラにはどのようなものが入っているのかを東部クリーンセンターで、自分たちで分けたりもした。そうするとまだまだ使えるものたくさん出てきて、まだまだ、ごみは減らせると感じた市民の方もいる。もっと減量資源化にも取り組む必要があると思う。もう1点は、市民に対しての説明が不十分だと感じている。エステシティ自治会の説明会も先日開催されたが、市が生ごみに本気で取り組めば、今以上の経費削減できるのではないか。エステ自治会は生ごみの資源回収に協力しているので、非常に関心がある。今回の提案の中で順番を間違ったのかなと自分では思っている。焼却は反対の立場だが、廃プラを燃やして残渣が200トン、400トン出るのだから、最終処分場を造るのも一つの考え方だし、燃やせるごみの量を減らす取り組みを先にやってほしい。

西沢委員

確かに、人類が生命活動をしていけば必ずごみが出るのだから、発生抑制とごみの減量は永遠の課題だと思う。所沢市の現実には、毎年6,000トンの廃プラを山形に運んでいるという、この事実をどうするかという問題もあると思う。最終処分場を市内に造らなければならないという課題も持っている。今、これらの課題をどう乗り越えていくかという意味で、実証試験を行ない、東部クリーンセンターで焼却しても大丈夫

だろうと方針転換した現実もある。ここで我々はこれを受け入れて、ごみの減量化はこれからも進めていかなければならないし、ここをドッキングして、こちらをやらなければこちらが進まないんだという議論にしてしまうと、今、我々が抱えている課題は何も解決せず、将来に先送りしてってしまうのではないかとの危惧は持っている。

杉田委員

他県に運んで処理していることは、相手に迷惑をかけていることなので、やはり自区内処理を目指さなくてはいけない。廃プラを燃やすことでスラグは増えるが、埋め立ての全体量は、かなり減ることになるわけだから、最終処分場の規模も小さくて済むか、あるいは長期に利用が可能となる。市民の説明会でも大きな反対意見はないということなので、総合的判断で焼却はやむを得ないと思う。

村田委員

協委員の理論、城下委員の理論も理解できるが、新しい方法が明日からできるわけではないのだから、現状のままで今年いったら、今回の1億9千8百万は浮いてこない。実施すれば、他県に持って行っている分も減らせる。そう考えると、今できることをやっていって、将来的にもっとよい方法が見つかれば切り替えていけば良いと考える。まったく焼却しなくなることはないと思うので、施設が無駄になるわけでもないのだから、今結論を出すことではないと思う。もう1点は住民の問題だが、一人でも反対意見があったらすべて反対ということにはならない。最大公約数でまとめていくべきと考える。

浅野委員

他県に運んでいることが嫌だという思いと、ジークライトを2回ほど視察しているが、水の浄化に力を入れていて、処分場がいっぱいになっても、その後ずっと水の浄化装置は動かし続けなければならないということで、年間5,000万円の基金をためているとのことだ。廃プラスチック類を今後市内にできる処分場に埋め立てて、水の浄化装置を動かし続けることを考えると、消去法で焼却を選択してしまう。

石井委員

私の両親は渋谷区に住んでおり、平成20年に東京都が廃プラスチックを燃やすことになったわけだが、それまで分別がわかりにくかったのだがそれ以後わかりやすくなって、今は実家にいくときちんと整理されている。今、所沢市でやっている分別があまりにも多いということが、有効な資源化になっているかということ検証し、それを少し整理して新たなリサイクルの課題をこの機会に抽出して、進めていくことがいいのではと思う。なんでもリサイクルではなく費用と効果をみることと、住民がすすんで参加しやすい環境も整備しないと進まないと思う。スラグの安全性が分かりにくいのが、安全性が確認できれば対応が変わるし、最終処分場の計画も変わってくると思う。

脇委員

スラグは燃やしている限り出てくるものなので、焼却量を減らさないと現状では県外へ運ばなければならない。スラグを減らすように、より減量資源化を考えていかなければならない。

桑島委員

付帯決議に反対の人の思いを入れることも可能かと思いますが。

村田委員 西部クリーンセンターの設備を更新する際には、スラグの発生が少ない設備にしてほしい。

(自由討議終結)

城下委員 提案だが、東部クリーンセンター環境整備保全委員会の委員の皆さんをこの委員会の参考人という形で、おいでいただくのはどうか。我々はその会議に参加していないし、委員の皆さんの思いがどうなのか聞いていくことも、大事ではないかと考える。

西沢委員 委員は全部で11人いるが、全員呼ぶという提案か。

城下委員 ここで決めればよいと考える。

西沢委員 執行部側は全員に了承を得たと言ったし、城下委員からはそうではないという印象だとの話もあったが、そうになると、全員の話を書かなければならないと思う。それは可能かどうか。

浅野委員 参考人を呼ぶことは反対ではないが、保全委員会の方を呼ぶことは、この議案に対しての議員としての判断に、保全委員会の方の意思を受け止めてから議案の採決をしたいということなのか。保全委員会の方を参考人として呼ぶことの意味がわからない。

城下委員 実証試験時には5自治会の同意を求めたのだから、本格焼却についてはあくまで説明だけだということで、市もこれまでは5自治会に対してそれなりの対応をしてきたわけだから、そのへんの思いも委員会として

聞く必要があるのではないかと思います提案した。

村田委員 この議案は、保全委員会の意向を十分踏まえ、議案として提案できるという前提、確信のもとに出されているか。

並木部長 環境整備保全委員会の委員さんには説明をして、了解を得ているという状況でございます。

脇委員 手続きで先ほど発言したが、9条の関係で大きな政策変更だとしたら、きちんとした協議の場をもって、きちんと了解をとるということをするべきだと思うがどうか。

神木次長 環境整備保全委員会では部長も再確認しておりますし、自治会用の回覧でも委員長、副委員長にご確認をいただいたうえで配布しております。その中にもご了解をいただいたという文言が記載されております。

城下委員 会議録はできていないとのことだったと思うが。

廣川主幹 次長が説明したのは、環境整備保全委員会が開催されましたら、早めに付近住民に内容を知らせてほしいとの話があつて、簡単に内容をまとめ、回覧用に作成したものでございます。会議録につきましては、まだできていないものでございます。

桑島委員 回覧文書を委員に配布願いたい。

休 憩 午後2時50分

再 開 午後3時5分

※回覧文書を委員に配布する

城下委員 この回覧文書は、既に5自治会には回覧されているのか。

本橋所長 6月11日から回覧しております。裏面を見ていただきますと（3）
で、環境整備保全委員会に了解を得た旨の記載をしております。

脇委員 この文書についての確認だが、今の（3）のところで、「了解を得た
後」とあるが、10月1日からの焼却ということについて、委員から何
か意見はなかったか。

本橋所長 特にご意見はございませんでした。

城下委員 2億7千万円が削減される内の何パーセントかは、地域振興策を考え
て欲しいと意見があるが、これを市はどのように対応を考えているか。

並木部長 意見としていただいたもので、特に回答はしておりません。

村田委員 意見の中に、廃プラスチックを燃やすことについては、ほぼ9割以上
の方が了解しているとある。9割という数字は正しいと理解してよい
か。

本橋所長 自治会での反対意見はないということで、委員から発言があったもの
でございます。

城下委員 保全委員の各メンバーから、それぞれの自治会で、9割以上反対はな
い了解だと発言されたものか。

本橋所長 一人の意見でございます。

浅野委員 その方の意見を受けて、否定的な意見は他の委員からなかったか。

本橋所長 環境整備保全委員会の委員さんにご意見を伺った際には、反対の意見

はございませんでした。

城下委員

反対意見はないと答弁されているが、市民の団体や他の自治会などから、市長に対して要望書等は出しているか。

高橋課長

7団体連名の申入れ書から要望書等が提出されております。

城下委員

市民からの、市長への手紙などの個人的なものはどうか。

神木次長

市長への手紙等が来たという記憶はございません。

脇委員

今回、補正予算で出されたが、大きな政策転換なのだから、当初予算で出すことはできなかったのか。説明願いたい。

並木部長

委員ご指摘のとおり、市といたしましても3月議会に間に合うようにと、昨年12月位からプロジェクトを立ち上げ、検討してまいりました。その中で、専門家の意見への対応に時間がかかりまして、1年半ばでもまとまっておりませんでした。市長にも、新年度予算には間に合わない状況ですと報告したところ、実証試験を平成21年度に実施したのだから、年度内に焼却するかしないかの結論だけは出すようにという指示で、最終的に3月末の政策会議で決定したものでございます。当初予算に間に合えば、6月頃から実施していたものですが、3月に実施を決定いたしましたので、半年間の市民への周知期間を経て10月から本格実施としたものでございます。

脇委員

市長が方針を決めていても、3月議会の議案にはなかったわけだが、23年度から実施するという考えはなかったのか。

並木部長

来年4月から実施の考えはございませんでした、できるだけ早く実施したいと考えました。

【質疑終結】※参考人招致は行わないこととした。

【意見・採決保留】

休 憩 午後3時22分

(説明員交代)

再 開 午後4時0分

【意 見】

西沢委員

公明党を代表して賛成の立場から意見を申し上げる。おひさまエネルギー促進事業費補助金は総額1,400万円の予算となった。来年度以降も同額を予算計上する予定だが、太陽光発電の促進が図られるように広報等あらゆる施策に力を入れていただきたい。塵芥処理費の減額は、本市の政策課題でもある自区内処理の原則を前進したもので、評価できる。また、このことで処理費用が減額となり、その結果生み出された予算は有効に活用していただきたい。また、廃プラスチック類が焼却されても、廃棄物の減量化・資源化を引き続き推し進めることは言うまでもないこととして、賛成の意見とする。

浅野委員

民主ネットリベラルの会を代表して賛成の意見を申し上げる。特に、塵芥処理費、東部クリーンセンター費について意見を申し上げる。自区内処理の原則から見て、現在他市に廃プラスチック類の埋立をお願いし

ていることに、大変心を痛めている。米沢市の山奥の埋立地に視察に行
って分かったことは、埋立物から出るものにより地下水や川が汚染され
ないように、立派な浄水場があった。これは、埋立地が満杯になった後
も半永久的に稼動し続ける必要があるそうである。本市のごみが他市の
山も水も汚している事実を真剣に受け止め、本市も自区内処理の原則を
早急に実現するべきである。廃プラスチック類の処理方法は、平成17
年度に国で再生利用を促進し、残ったものは、熱回収技術や排ガス処理
技術の進展や最終処分場の逼迫した状況等を踏まえ、直接埋め立てを行
わず熱回収を行うことが適当であるという基本方針が示された。本市も
検討を開始し、平成19年度に設置した一般廃棄物処理基本計画改訂に
関わる所沢市廃棄物減量等推進審議会から減量資源化が困難な廃プラ
スチック類は、焼却処理した後、熱回収をするという答申が出された。
この中で、廃プラスチック類の焼却に際しては、安全性に配慮した実証
試験を行い、試験結果等の情報公開に努め、市民の理解を得ながら進め
ていくことが示された。そこで周辺5自治会の了解を得て、実証試験を
実施し、専門家から意見をいただいた結果、廃プラスチック類を混合焼
却したとしても環境への影響は少ないとの見解が出された。なお、留意
点として、廃プラスチック類焼却におけるCO₂削減などの課題に対す
る対策や、燃焼データ管理などの指摘がつけられた。それについては今
回、埋め立て費用にかかっていた費用を温暖化防止やおひさまエネルギ

一利用促進事業費補助金、保全緑地用地購入費としてCO₂削減のために予算化していることで活かされていると評価する。本市は、他の自治体と比べ、廃プラスチック類の再生利用を大変奨励して、積極的に取り組んでおり、大変評価している。この努力は今後も引続き施策として進めていくべきだと思う。この決定に至るまで、環境クリーン部の担当職員はご苦勞があったと思うが、今後も引続き市民への周知と、有害化物質の排出増加が起らないよう、監視をお願いしたい。最後に、(仮称)第2一般廃棄物最終処分場の建設に向けて、引続き努力していただくようお願いしたい。

桑島委員

会派「翔」を代表して賛成の立場から意見を申し上げる。廃プラスチック類焼却は本来的には焼却しない方がよいという立場は十分理解できる。しかし第4次総合計画において自区内処理を基本としていることを考慮しても、本市の廃棄物を米沢市など市外に埋立処理している現状は道義的にも問題がある。廃プラスチック類焼却に当たっては、地デジ導入に伴い、増加が見込まれるAV機器など小型家電はもちろんのこと、かさや靴、おもちゃなど更なる分別を徹底する仕組みを構築すること、また、CO₂削減のために職員駐車場は速やかに廃止することを求めて賛成の意見とする。

杉田委員

市民クラブを代表して、賛成の立場から意見を申し上げる。環境クリーン部の廃プラスチック類処理方法の変更に関する補正予算について、

廃プラスチック類を焼却処分することは、実証試験の結果環境への影響が少ないこと、経費の削減が図れること、埋立量が減少すること、自区内処理の原則のため最終処分場を整備する計画があるが、その規模が縮小できること等、総合的に判断して賛成する。ただし、今後も定期的な検査の実施は継続して行うこと、また周辺5自治会から出ている要望である、周辺環境整備については早期に実施できるよう対応していただくよう申し添えて賛成の意見とする。

城下委員

日本共産党市議団を代表して、反対の立場で意見を申し上げる。今回市の大きな方針転換が行われ、燃やさないごみを燃やすための補正予算が提案されている。一般会計当初予算のうち、塵芥処理費、東部クリーンセンター費について、以下の意見を申し上げる。反対理由の1つ目として、市の上位法である第4次総合計画との整合性が取れないこと、2点目として市長としての資質が問われる大きな問題であること、3点目として市民への説明責任と合意形成が極めて不十分であること、4点目として地球温暖化防止に逆行すること、5点目として廃プラスチック類による明確な費用対効果が最後まできちんと示されなかったこと、6点目として市民への健康調査を行っていないこと等です。さらに、国の法律である廃棄物減量等推進審議会の答申の趣旨は、排出抑制、減量資源化が最優先であり、今回の提案はこうした点が不十分であり、委員会の自由討議の中でもこの点は共通の認識だったと思う。また、自区内処理

については、廃プラスチック類を焼却したとしてもスラグは発生するわけで、今年度も約6,500トン埋立処理しなければならない。こうした現状を改善するためにも、焼却量そのものを減らすために、減量資源化により一層取り組むべきであり、またさらには最終処分場の早期建設に着手するべきである。以上を申し上げて、反対の意見とする。

脇委員

塵芥処理費、東部クリーンセンター費について反対の意見を申し上げます。廃プラスチック類焼却の方針決定は、議会が議決した総合計画の構想に整合しないものであり、法令順守を原則とする行政の執行として提案することは明らかに問題があると指摘する。総合計画と整合しないので、当然環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画や、毎年作成する一般廃棄物処理実施計画との整合性も取られていない。2補正予算で提案することは、妥当性がなく、予算編成の問題として指摘する。年度初めに議決する当初予算は、1年間の政策方針を決定するものである。大きな政策変更であるとするこの予算の上程は、諸条件を整え、当初予算に組み込まれなければならないものである。現在の状況は、補正予算を緊急に上程しなければならないものではなく、その根拠は認められなかった。次に、国の方針の決定による焼却への変更という説明に関しては、平成19年の所沢市の答申の根拠として実証試験を行って、炉の運転管理に問題はなく、環境への影響も少ないことが分かったので焼却させている。しかし、試験の条件設定は部内で行い、第三者に分析しても

らったデータを4人の専門家に分析依頼し、書面での分析をもらい、庁内の職員で検討して焼却は問題なしという結論を出している。専門家からは、所沢市の意向を踏まえて分析したいという依頼を受け、市の以降を事前に伝えてもいる。つまり、試験結果の検討の場は公に設定されず、市民にも開かれずに検討が行われた。試験はごみ量や混入率の設定もなく、大気環境の測定も、測定ポイントが風上であり、そのデータは全く意味がないことや、試験期間の設定も科学的に根拠のあるものではないと考える。また、排ガスから検出された化学物質については分析もなく、検出されたことだけは認めている。つまり、環境への負荷は軽減されていないことが明らかである。この試験はある意味状況を作るために行った試験だと私は考える。また、費用対効果の表も示されず、2億7千万円の削減が判断の基準としてよいのか問題があると考えている。健康調査についても、平成19年の答申の際にパブリックコメントでかなり強く指摘され、市長も十分に行うと答弁しながら、行われていないことも問題である。以上が反対の意見だが、最後に所沢市は小型家電や傘、電池入りのおもちゃ、まだ使えるものの再使用、生ごみの資源化、単一素材プラスチックやCD、DVDなどの収集・資源化にもっと取り組むべきだと指摘する。また、今後予想される地デジ導入により出てくる家電製品については、国の方にも対応方を求め、且つ資源化の方法を考えていただきたい。最後に、コストの問題で言えば、事業系一般廃棄物の中に混

入しているプラスチック類の早急な適正処理、つまり排除することにより、かなり多額のコストが浮くものと指摘する。是非これからも事業系一般廃棄物の適正処理は力を入れていただきたいと思う。

【意見終結】

【採 決】

議案第51号当委員会所管部分は、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○「閉会中の継続審査申出の件（特定事件）」について

別紙のとおり申出を行うこととなった。

散 会 （午後4時46分）